

選挙公営（公費負担）の手引き

(自動車、ビラ及びポスター)

四万十町選挙管理委員会

目 次

第1	はじめに	1
第2	選挙公営制度の概要	1
1	選挙公営制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
第3	選挙公営制度関係書類等事務日程	3
第4	選挙運動用自動車使用の公営	4
1	公営による自動車使用の手続	4
2	公費負担の額	6
3	支払請求の手続	7
4	事務手続の流れ	8
第5	選挙運動用ビラ作成の公営	10
1	公営によるビラ作成の手続	10
2	ビラの枚数等の範囲	11
3	支払請求の手続	11
4	事務手続の流れ	12
第6	選挙運動用ポスター作成の公営	13
1	公営によるポスター作成の手続	13
2	ポスターの枚数等の範囲	14
3	支払請求の手続	14
4	事務手続の流れ	15
第7	請求に必要な書類	16

第1 はじめに

この手引きは、四万十町長選挙及び四万十町議会議員選挙における選挙運動の費用の一部を法令等に基づき四万十町が負担すること（以下「選挙公営制度」といいます。）について、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

第2 選挙公営制度の概要

1 選挙公営制度とは

この制度は、四万十町長選挙及び四万十町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、四万十町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙公営制度については、「四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」といいます。）及び「公職選挙法（以下「法」といいます。）」で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

町長選挙の立候補の届出に当たっては50万円の現金又はこれに相当する額面の国債証書を、町議会議員選挙の立候補の届出に当たっては15万円の現金又はこれに相当する額面の国債証書（以下「供託物」といいます。）を供託しなければなりません。

選挙公営制度の対象は、選挙の結果、供託没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

(四万十町長選挙の供託物没収点の計算式)

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{定数 (1)}} \times \frac{1}{10}$$

(四万十町議会議員選挙の供託物没収点の計算式)

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数 (16)}} \times \frac{1}{10}$$

4 公費負担の限度額

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般運送契約 (ハイヤー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日において1台に限ります。)	1日 64,500円× 5日 = 322,500円	1の契約と2の契約は選択	
	2 その他の契約	自動車の借入契約 (レンタカー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日において1台に限ります。)		1日 16,100円×5 日 = 80,500円
		燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		7,700円×5日分 = 38,500円
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において1人に限ります。)		1日 12,500円×5 日 = 62,500円
選挙運動用ビラの作成		選挙運動用ビラ(2種類以内)の作成単価に作成枚数を乗じた金額	町議選 1枚 8円38銭×1,600枚 = 13,408円 町長選 1枚 8円38銭×5,000枚 = 41,900円		
選挙運動用ポスターの作成		選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額	790円×300枚 = 237,000円		

※選挙公営制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者と有償契約を締結する必要があります。

※契約代金が限度額を超えた場合、超えた分の費用は公費負担の対象にはなりません。

支払等について、候補者と契約業者との間で十分に協議をしておいてください。

第3 選挙公営制度関係書類等事務日程

立候補予定者説明会（関係書類配布）	2月27日（金）
選挙運動用自動車の使用 選挙運動用ポスターの作成 選挙運動用ビラの作成	} の契約締結 （候補者と業者等）
選挙公営関係書類事前確認（候補者→選管）	3月10日（火）～3月13日（金）
選挙期日告示日（立候補届出）	4月7日（火）
契約届出書の提出（候補者→選管）	契約が立候補届出前の場合 4月7日（火） 契約が立候補届出後の場合 契約締結後直ちに
投・開票日	4月12日（日）
確認申請（候補者→選管） 確認書交付（選管→候補者→業者等）	4月13日（月）～4月27日（月）
各証明書の作成、提出（候補者→業者等）	
選挙運動費用収支報告書の提出（候補者→選管）	4月27日（月）までに
公費負担の請求（業者等→町長） 確認書・証明書等の添付	5月15日（金）までに

第4 選挙運動用自動車使用の公営

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用自動車（以下「自動車」といいます。）を無料で使用することができます。

1 公営による自動車使用の手続

候補者が、自動車の使用について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と自動車の使用に関し、有償契約を締結すること。

自動車の使用は、契約の内容により次のように区分されます。

ア 一般運送契約によるもの

自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる場合（ハイヤー方式）で、一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約です。

一般乗用旅客自動車運送業者とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って旅客を運送する事業の許可を受けた業者をいいます。

イ その他の契約によるもの

自動車の借入れ、燃料（ガソリン等）の供給又は運転手の雇用を個別に行うもの（レンタカー方式）です。契約の相手方は、それぞれ自動車の貸与者、燃料の供給業者、運転手等となります。

※注意点

(ア) 個別に契約する場合、当該契約を業としない者でも問題ありません。ただし、契約相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象となりません。（その親族が、業として行っている場合は対象となります。）

(イ) 道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されており、道路運送法第80条の許可を受けていない者から有償で自動車を借り受けた場合には

道路運送法第 80 条に抵触するおそれがありますので、ご注意ください。

業者から「わ」ナンバーの車を借り上げることをお勧めします。

なお、道路運送法に関する問合せは、四国運輸局高知運輸支局（大津庁舎）
（050-5540-2077）にお願いします。

（ウ）自動車の借入に係る選挙公営費用としてレンタカー業者等に支払う金額は、選挙運動用自動車の借上料のみです。自動車用看板作成費用・取付け費用、拡声機借上費用・取付け費用など別途の契約については、自費となります。

（2）契約届出書の提出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、契約が立候補届出の前場合は立候補届出後直ちに、契約が立候補届出の後場合は契約締結後直ちに、「選挙運動用自動車使用契約届出書」（様式第 1 号）に契約書（参考様式 1～4）の写しを添えて選挙管理委員会に提出してください。なお、契約に変更があった場合も同様です。

（3）使用証明書の提出

（2）の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約者ごとに、次の証明書を作成し、当該契約者に提出してください。

なお、この使用証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

ア 一般運送契約（ハイヤー方式）の場合…選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
（様式第 10 号）

イ 一般運送契約以外の契約の場合

（ア）自動車の借入の場合…選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
（レンタカー方式） （様式第 10 号）

（イ）燃料の供給の場合…選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
（様式第 10 号の 2）

（ウ）運転手の雇用の場合…選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
（様式第 10 号の 3）

(4) 一般運送契約以外の契約の確認申請（一般運送契約を除く。）

候補者は、一般運送契約以外の契約について契約届出書の提出をしたときは、選挙管理委員会に確認申請が必要です。

ア 候補者は、(2)の契約届出書を提出したときは、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(様式第4号)を契約の相手ごとに作成し、選挙管理委員会へ提出して、金額の確認を受けてください。なお、確認申請書には、すでに確認を受けた金額を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管してください。

※この金額の確認は、燃料代の金額が条例で定めた金額の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認金額を基に算定されます。

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第7号)を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者に提出してください。確認書は、契約者が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

2 公費負担の額

公費負担の額は、候補者1人について、次の金額の範囲内となります。

(1) 一般運送契約（ハイヤー方式）の場合

1日1台につき $64,500 \text{円} \times 5 \text{日} = 322,500 \text{円}$

(契約により支払うべき金額が64,500円未満の場合は、その金額)

(2) 一般運送契約以外の契約（レンタカー方式）の場合

ア 自動車の借入れ契約の場合

1日1台につき $16,100 \text{円} \times 5 \text{日} = 80,500 \text{円}$

(契約により支払うべき金額が16,100円未満の場合は、その金額)

イ 燃料の供給契約の場合

次の限度額の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した金額

(契約により支払うべき金額がこの金額未満のときは、その金額)

限度額： $7,700 \text{円} \times 5 \text{日} = 38,500 \text{円}$

ウ 運転手の雇用契約の場合

1日1人 12,500円×5日=62,500円

(契約により支払うべき金額が12,500円未満の場合は、その金額)

※注意点

(ア) 立候補届出の日から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象になります。

(イ) 同一の日に2台以上の自動車を使用した場合(午前と午後で別の車に乗り換える等)は、候補者が指定するいずれか1台に限り、公費負担の対象となります。

(ウ) 同一の日に2人以上の運転手を雇用した場合(午前と午後で別の運転手を雇用する場合等)は、候補者が指定するいずれか1人に限り、公費負担の対象となります。

(3) 「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」を締結した場合
候補者の指定するいずれか一の契約に限り、公費負担の対象となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者(事業者等)が選挙終了後、直ちに「第7 請求に必要な書類」(16ページ)を町長(総務課)へ提出して行います。

なお、候補者が供託物を没収されるときは、請求することができません。

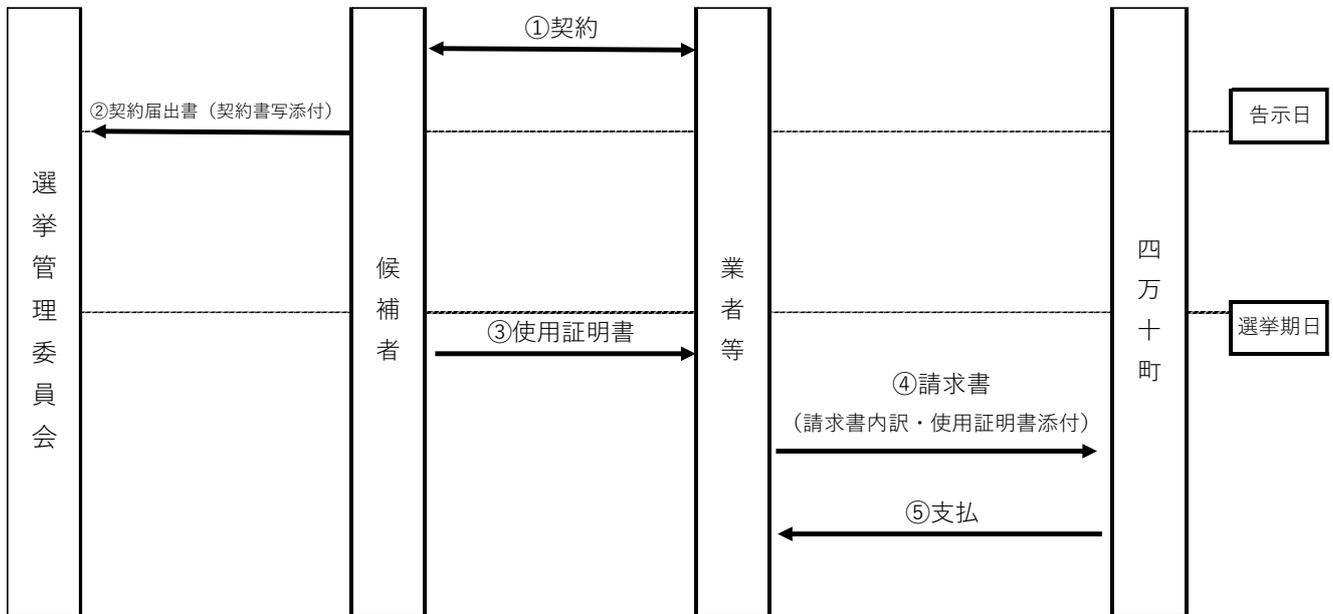
(2) 支払方法

町が契約者(事業者等)に対して、直接指定口座に支払います。

4 事務手続の流れ

(1) ハイヤー方式の場合

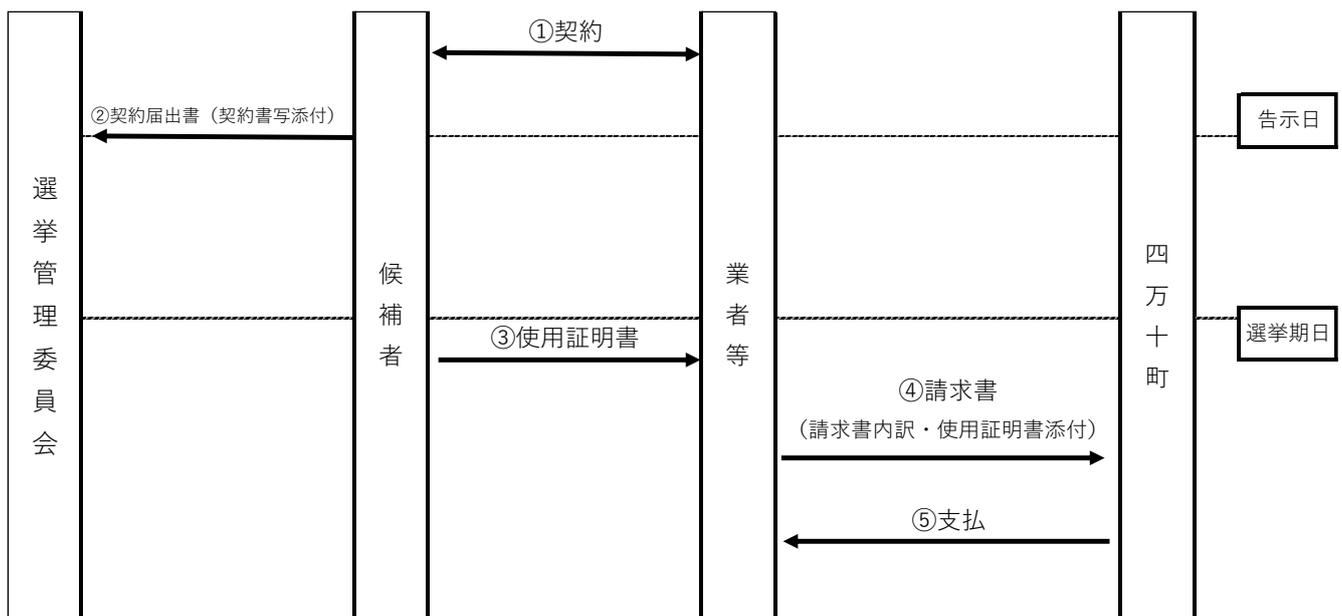
公費負担限度額 1日 64,500 円×5 日 = 322,500 円



(2) レンタカー方式の場合

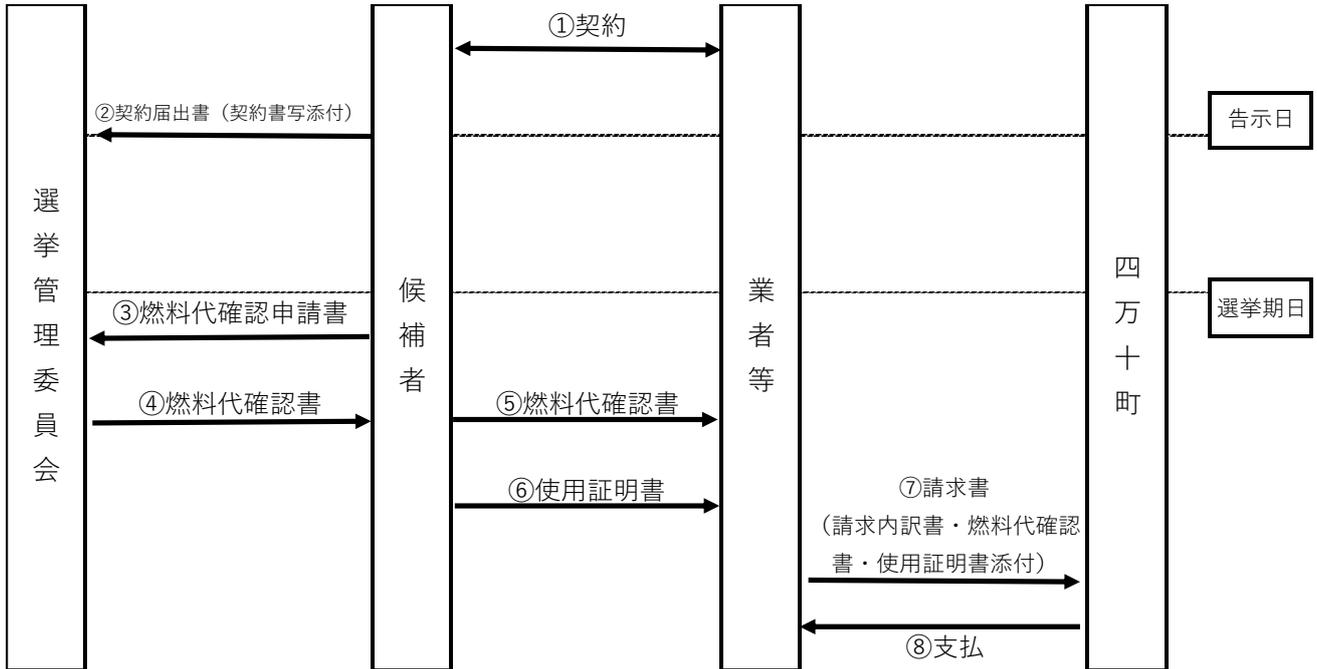
ア 自動車借入れの場合

公費負担限度額 1日 16,100 円×5 日 = 80,500 円



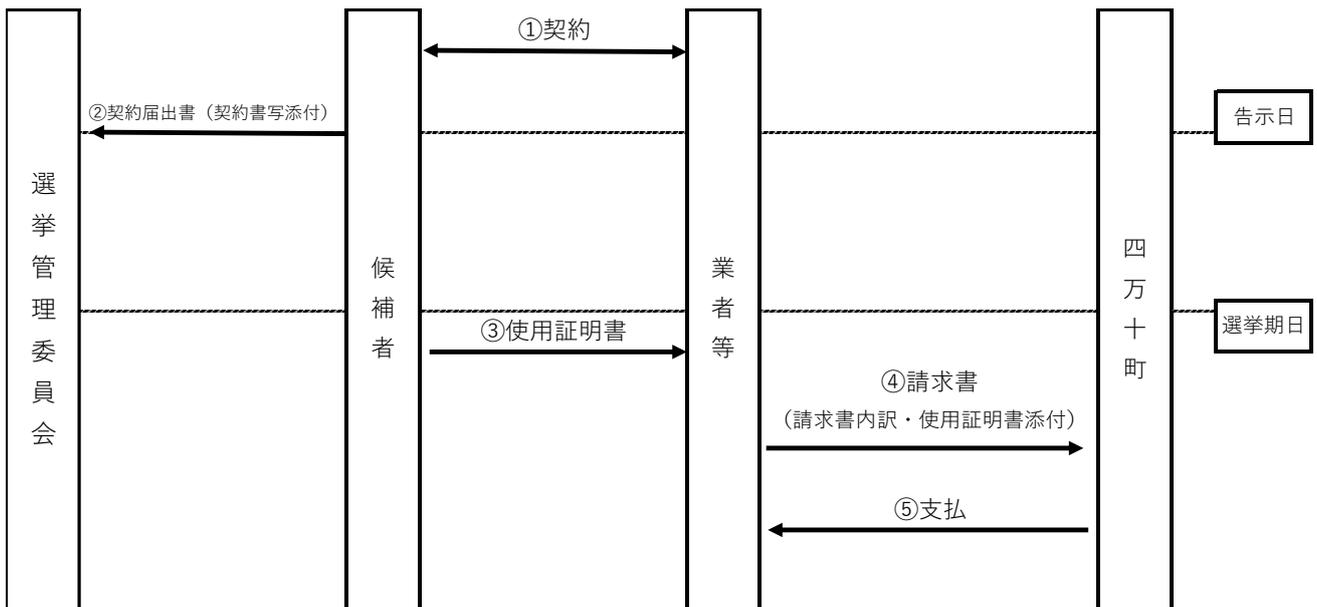
イ 燃料供給の場合

公費負担限度額 7,700円×5日=38,500円



ウ 運転手雇用の場合

公費負担限度額 1日12,500円×5日=62,500円



第5 選挙運動用ビラ作成の公営

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラ（以下「ビラ」といいます。）を無料で作成することができます。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますのでご注意ください。

また、ビラを頒布する前に、「選挙運動用ビラ作成契約届出書」（様式第2号）及び「選挙運動用ビラ証紙交付票」を選挙管理委員会に提出する必要があります。

1 公営によるビラ作成の手続

候補者が、ビラの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

（1）契約の締結

ビラの作成業者とビラの作成に関し、有償契約を締結すること。

（2）契約届出書の提出

（1）の契約を締結したときは、立候補者届出後、直ちに「選挙運動用ビラ作成契約届出書」（様式第2号）に契約書（参考様式5）の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様です。

（3）作成証明書の提出

（2）の契約届出書を提出した候補者は、契約者（作成業者）に対して、「選挙運動用ビラ作成証明書」（様式第11号）を提出してください。

（4）作成枚数確認の申請

ア 候補者は、（2）の契約届出書を提出したときは、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」（様式第5号）を契約の相手ごとに作成し、選挙管理委員会へ提出して、枚数の確認を受けてください。なお、確認申請書には、すでに確認を受けた枚数を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管してください。

※この枚数の確認は、ビラ作成枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認枚数を基に算定されます。

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第8号)を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者(作成業者)に提出してください。確認書は、契約者(作成業者)が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

2 ビラの枚数等の範囲

(1) 公費負担の対象となるビラの枚数は、次のとおりです。

選挙名	上限枚数
町長選挙	5,000 枚
町議会議員選挙	1,600 枚

※法が定める枚数の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限られます。したがって、確認をしていないもの及び対象となる枚数を超えた枚数分は対象外です。

(2) 公費負担の額は、次の金額の範囲内となります。

町長選：契約によるビラ1枚の作成単価(8円38銭)かつ作成枚数(5000枚) 町議選：契約によるビラ1枚の作成単価(8円38銭)かつ作成枚数(1600枚)

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者(作成業者)が、選挙終了後直ちに「第7 請求に必要な書類」(16ページ)を町長(総務課)に提出して行います。

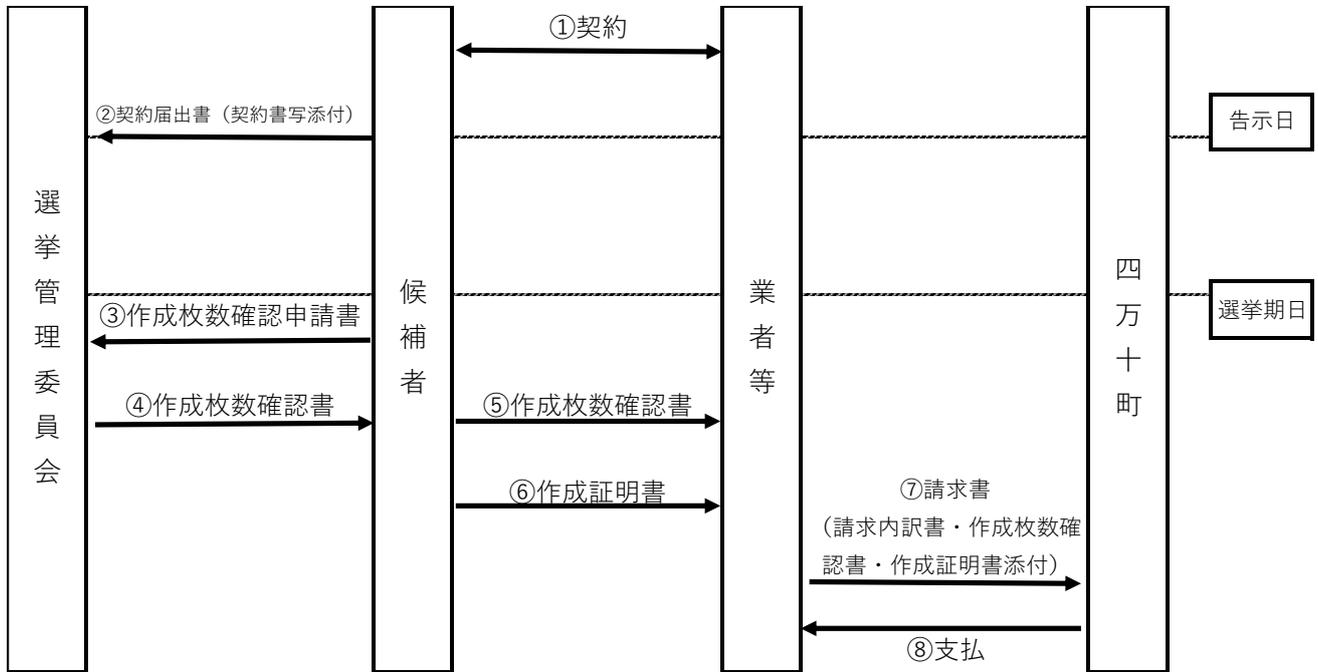
なお、候補者が供託物を没収される場合は、請求することができません。

(2) 支払の方法

町が契約者(作成業者)に対して直接、指定口座に支払います。

4 事務手続の流れ

公費負担限度額 町長選挙 41,900円(1枚当たり単価8円38銭かつ5,000枚)
 町議会議員選挙 13,408円(1枚当たり単価8円38銭かつ1,600枚)



第6 選挙運動用ポスター作成の公営

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ポスター（以下「ポスター」といいます。）を無料で作成することができます。

なお、ポスター作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますのでご注意ください。

1 公営によるポスター作成の手続

候補者が、ポスターの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

ポスター作成業者とポスターの作成に関し、有償契約を締結すること。

(2) 契約届出書の提出

(1)の契約を締結したときは、立候補届け出後、直ちに「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(様式第3号)に契約書(参考様式6)の写しを添えて選挙管理委員会に提出してください。なお、契約に変更があった場合も同様です。

(3) 作成証明書の提出

(2)の契約届出書を提出した候補者は、契約者(作成業者)に対して、「選挙運動用ポスター作成証明書」(様式第12号)を提出してください。

(4) 作成枚数確認の申請

ア 候補者は、(2)の契約届出書を提出したときは、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(様式第6号)を契約の相手ごとに作成し、選挙管理委員会へ提出して、枚数の確認を受けてください。なお、確認申請書には、すでに確認を受けた枚数を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管してください。

※この枚数の確認は、ポスター作成枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認枚数を基に算定されます。

イアの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第9号)を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者(作成業者)に提出してください。確認書は、契約者(作成業者)が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

2 ポスターの枚数等の範囲

(1) 公費負担の対象となるポスターの1枚当たりの作成単価は、次のとおりです。

$$\frac{(586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 50,000 \text{ 円})}{\text{ポスター掲示場の数}} = 790 \text{ 円}$$

(247 か所) (247 か所)

(2) 公費負担の対象となるポスターの枚数は、次のとおりです。

$$\text{ポスター掲示場の数} \times 1.2 = 300 \text{ 枚}$$

(247 か所)

※ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数(10枚未満の端数は切上げ)が公費負担の対象となります。

※対象となる作成枚数の範囲について確認をしていないもの及び対象となる作成枚数を超えた枚数分は対象外となります。

(3) 公費負担の額は、次の金額の範囲内となります。

$$1 \text{ 枚当たりの作成単価 (790 円)} \times \text{作成枚数 (300 枚)}$$

1枚当たりの作成単価(790円)に作成枚数(上限300枚)を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)が公費負担限度額となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者(作成業者)が選挙終了後、直ちに「第7 請求に必要な書類(16ページ)」を町長(総務課)へ提出して行います。

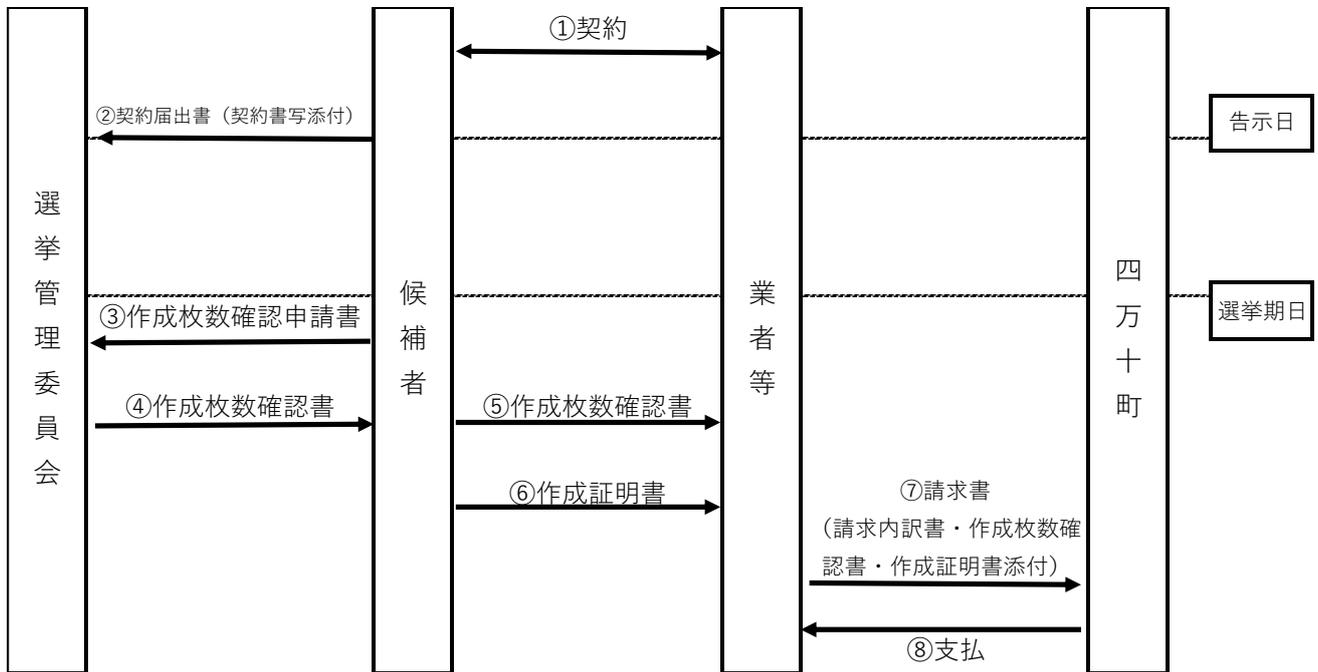
なお、候補者が供託物を没収される場合は、請求することができません。

(2) 支払の方法

町が契約者(作成業者)に対して、直接指定口座に支払います。

4 事務手続の流れ

公費負担限度額 237,000 円（1枚当たり単価 790 円かつ 300 枚）



第7 請求に必要な書類

区 分		必要書類	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー方式・タクシー方式)	1. 請求書 (様式第13号) 2. 請求内訳書 (様式第13号 (別紙1)) 3. 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第10号)	
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	1. 請求書 (様式第13号) 2. 請求内訳書 (様式第13号 (別紙2)) 3. 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第10号)
		燃料代	1. 請求書 (様式第13号) 2. 請求内訳書 (様式第13号 (別紙2)) 3. 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (様式第10号の2) 4. 選挙運動用自動車燃料代確認書 (様式第7号)
		運転手の報酬	1. 請求書 (様式第13号) 2. 請求内訳書 (様式第13号 (別紙2)) 3. 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (様式第10号の3)
選挙運動用ビラの作成		1. 請求書 (様式第14号) 2. 請求内訳書 (様式第14号 (別紙)) 3. 選挙運動用ビラ作成証明書 (様式第11号) 4. 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第8号)	
選挙運動用ポスターの作成		1. 請求書 (様式第15号) 2. 請求内訳書 (様式第15号 (別紙)) 3. 選挙運動用ポスター作成証明書 (様式第12号) 4. 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第9号)	

請求書の提出先

四万十町琴平町 16-17

四万十町選挙管理委員会事務局

TEL 0880-22-3111